

武蔵国分寺人名瓦の造瓦組織に関する研究

香川 将慶

はじめに

国分寺は天平十三年（七四二）に「国分寺造営の詔」を契機に各国で造営された。そのなかでも、武蔵国分寺の造営というのは各国の造営状況とは違い、特異なものであった。その中で最も特色的なのは、文字瓦を使用した造瓦体制である。これまで、武蔵国二一郡のうち新羅郡を除く二十郡が武蔵国分寺創建期の造瓦に関わったとされる。その文字瓦の中に、武蔵国豊島郡と那珂郡に関する人物が書かれた人名瓦がある。本論では、人名瓦を通してその造瓦体制や郡名瓦との関係性を明らかにしたい。

一 武蔵国分二寺の造営

武蔵国分寺跡はJ R中央線国分寺駅の南西1kmの東京都国分寺市西元町に所在する。これまでの発掘調査で、寺院地や伽藍地を区画する大溝や塔、金堂などの主要伽藍、寺院の運営に携わったと考えられる建物跡などが検出さ

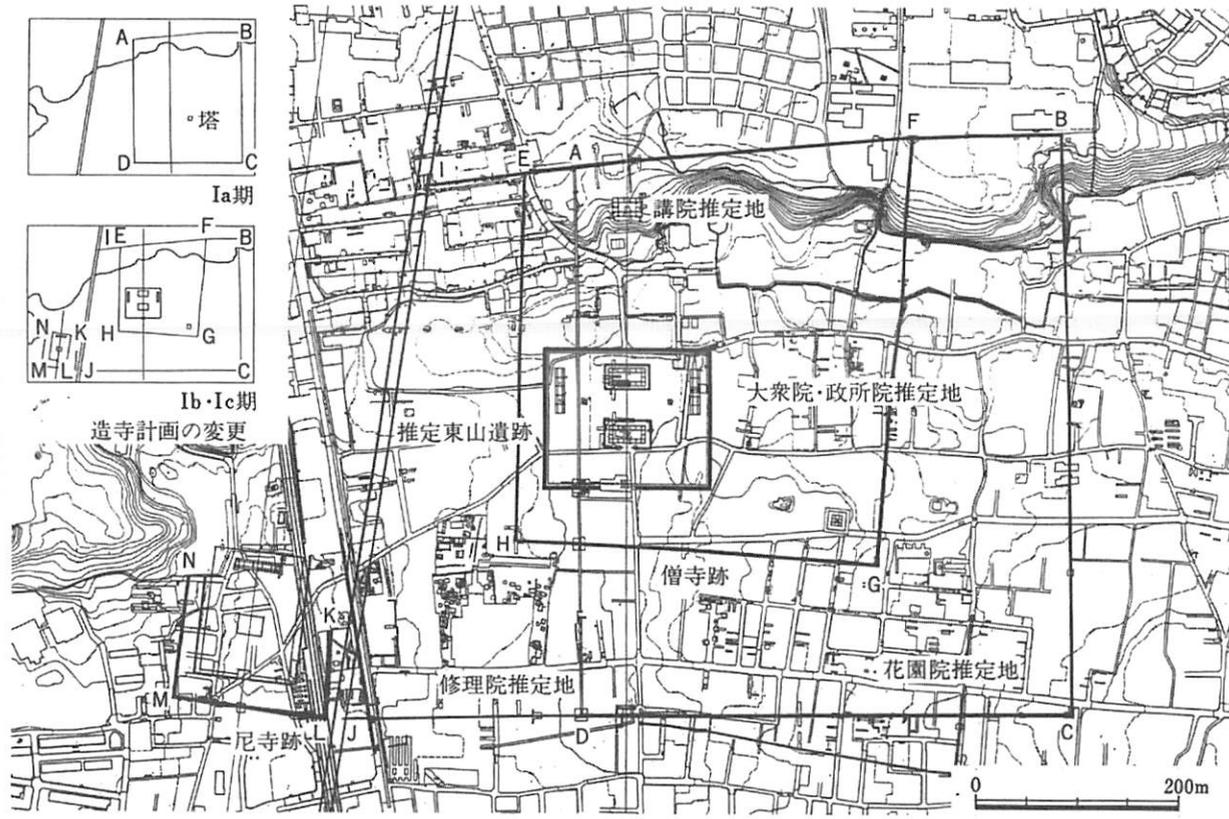
れている（第一図）。僧寺は寺院地・伽藍地・中樞部の三重に、尼寺が伽藍地・中樞部の二重にそれぞれ区画された。これらの周囲に展開する集落を含めるとおおむね東西一・五km×南北一・〇kmの規模となる。僧寺中樞部には、金堂・講堂・東僧坊・鐘楼（又は経蔵）・中門が配置される。中樞部から南東方向に塔跡、金堂・講堂の伽藍中軸線上に北方建物が一直線にならぶ。中樞部の区画施設は大溝跡と掘立柱塀により区画され、伽藍地を素掘りの溝跡と掘立柱塀、寺院地を素掘りの溝でそれぞれ区画されている。

武蔵国分寺の変遷は発掘調査や文献資料の記述から、創建期とするⅠ期、整備・拡充期（再建期）とするⅡ期、衰退期とするⅢ期に区分される。Ⅰ期とⅡ期は神火により焼失した七重塔の再建するという記事が『続日本紀』承和十二年（八四五）三月条に見られ、これを境にそれ以前を創建期（第Ⅰ期）、それ以後を再建期（第Ⅱ期）とされている。さらに、創建期はⅣ期（Ⅰa～Ⅰb期）に細分される。

Ⅰa期の寺院地区画溝は第一図のA B C Dの範囲であった。方位も磁北（僧寺中軸線）にはほぼ一致四町半～五町の範囲を区画している。占地にあたっては東辺及び北東隅を国分寺崖線の谷地形を意識して設定しており、唯一、武蔵野段丘上にある北辺が地形の影響を受けて斜行しているため、やや台形の平面である。

この区画は、当初計画された僧寺の寺院地と伽藍地と考えられるが、伽藍地は最古の瓦（南比企の一本作り鎧瓦）を伴う塔の位置だけが明らかになっているだけで、当初どのような伽藍配置をとったのかは不明である。およそ、塔周辺を中樞部とする伽藍が計画され、さらに主要堂宇の中でも塔の早期建設を意識しつつ着手したものと考えられる。この時期に建てられたものとして、南比企産北武蔵系の一本作り鎧瓦が出土する現仁王門付近の地業遺構や塔の南九〇m地点の布掘り地業遺構が可能性としてあげられる。

Ⅰb・Ⅰc期の造営計画はⅠa期の推定中軸線より西に約一一五m離れており、磁北とほぼ一致する。東西八町



第1図 武蔵国分寺全体図

×南北五町半（中軸線上）の寺院地を基本としながら中心に僧寺金堂を据え、寺院地中央北寄りに三町半四方程の僧寺伽藍地、南西隅に一町半四方にほどの尼寺伽藍地を配置する計画に変更される。計画変更にあたっては、I a 期の寺院地区画溝は僧寺伽藍地に重なる西辺溝（A D）のみを埋め戻し、他の三辺はそのまま残したうえで、北西隅（E）及び南西隅（D）から推定東山道まで溝を延長し新たな寺院地（I B C J）としている。さらに、寺院地南辺の西延長線上の推定東山道を超えた地点に尼寺伽藍地の南東隅を設定し、推定東山道と西方の武蔵野段丘の間に伽藍地を収めている。したがって、尼寺伽藍地と推定東山道はほぼ同方位であり、真北に一致する。¹

二 武蔵国分寺の文字瓦

武蔵国分寺は全国の国分寺の中でも類を見ないほど文字瓦による瓦の生産が盛んな国分寺である。出土する文字瓦は、記載方法によって押印・ヘラ書き・叩き具・范面・模骨・墨書・指書の七種類に大別される。その中でも、押印・ヘラ書きの出土量は圧倒的に多い。記載内容は国名・郡名・郷名・文章等があり、郡名・郷名の出土量が圧倒的に多い。郡名は、天平宝字二年（七五八）に建郡された新羅郡を除く二十郡が出土しており、一郡を表すものが多いが、久良郡と賀美郡、多麻郡と久良郡等、二郡を併記したものが²ある。

さて、人名瓦に関する歴史的評価は主に知識³、貢納説、雑播の代納説等、様々な学説が挙げられる。まず、知識説であるが、宮崎紘氏が人名瓦をその郡郷に居住する人物と判断し、国分寺造営時に百姓が関わったと考察した。この現象を天平十五（七四八）年一〇月に発願された『大仏造立の詔』にあたる百姓への知識の呼びかけに通じるとした。知識の呼びかけは国司から郡司への命令で、命を受けた郡司が所管の各郷へ伝え、戸ごとに瓦の寄進

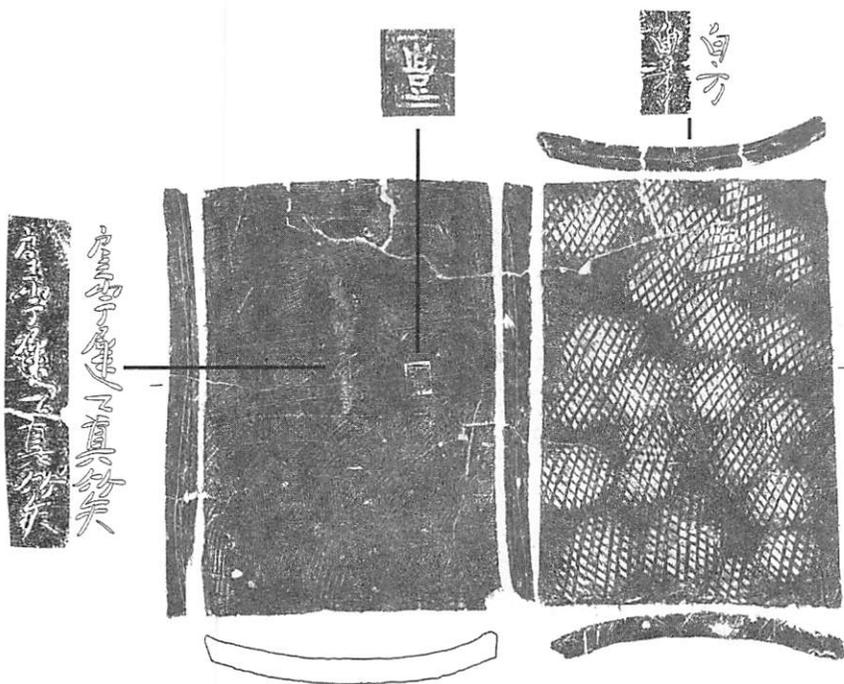
を促進したととらえた。⁴石母田正氏は知識について、①純粹で本来的な形、②貢租的知識であり、擬制的な知識、③在地首長層が国家の内部にその地位を得るためのもの、と三つの形態を指摘した。その内、人名瓦は②の貢租的知識であるという見解を示した。⁵上原真人氏は、郡―郷―戸という行政単位に基づいて瓦を貢進したことを認めつつも、それは律令制を法的根拠としたものではなく、知識に名を借りた収奪であり、寄進の強要、「強制された知識物」であるとした。⁶

一方、大川清氏は人名瓦を利用し、税を納める貢進説を唱えている。大川氏は「秩父郡瓦長」の記銘から瓦長が瓦屋に瓦の発注を行なったとして、発注に対する瓦屋での瓦の仕分けや識別ととらえた。⁷その上で、文字瓦の郡―郷―戸主という記銘が正倉院宝物の庸調布における貢進者名の記銘と共通することから、造瓦にあたっては戸主、又はそれに準ずる個人の負担によるもので、その醸出方法は、税制の負担体系を採用され実施されたものと理解した。⁸

その他に、「雑搖の代納」の負担という意見⁹、女性名の人名瓦があることから、女性も課税対象に含めた臨時課税であるとする意見¹⁰などがあげられる。また、負担が郡単位であることは、知識であることと矛盾しないとし、「強制的知識」は、法的規定や伝統に束縛されることなく、女性、僧侶からも物資や労働力を徴収できる仕組みだという指摘も述べられている。¹¹

三 人名瓦の造瓦体制と特徴

人名瓦には人名のほか郡名の押印や郷名が記され、人名の表記法はグループによって様々である。記された人



第2図 第1群標識人名瓦 (S=1/4)

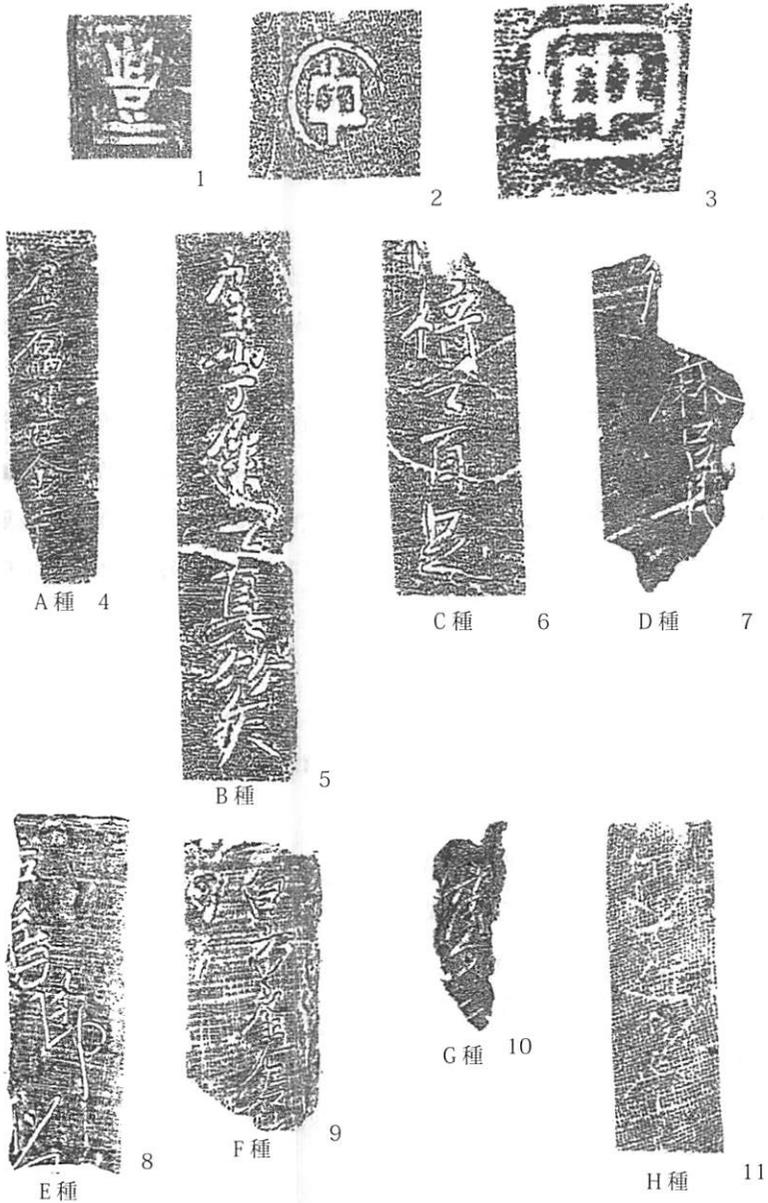
物は「戸主」層に関する人々が記銘されたと考えられる。男性名がほとんどであるが、「荒墓郷戸主宇遅マ結女瓦」のように女性名の人名瓦もみられる。

人名瓦を生産した窯跡は現在のところ金沢窯跡のみ確認されたが、後述する二群・三群に分類されるグループは金沢窯跡とは別の窯跡で生産された可能性が高いと考えられる。

今回の分析では、対象となった郡や人名の表記形式、押印の有無、郷名の表記位置、書き手から三群八種に分類れる。ここでは、各グループごとに表記形式や特徴などを記述したい。

・第一群

第一群の人名瓦はA・B・C種の三名により記名され、埼玉県鳩山町大字泉井に所在する金沢窯跡で生産されたものである（第二図一四・五・六）。金沢窯跡は東西に延びる泉井地区丘陵の東端南側に位置し、南側には泉井川が流れて



第3図 押捺された押印と各種書き手

いる。二次にわたる発掘調査で五基の登窯が確認された。金沢山一号が地下式無階無段登窯、金沢山二号と金沢二号が無階無段登窯、金沢一号が地下式有階有段登窯、金沢三号が有階有段登窯の構造である。これらの窯跡から須恵器・文字瓦等の瓦類・埴が出土し、金沢二号窯からの出土が最も多い。金沢二号窯の須恵器分析をみると八世紀第一四半期前後に始まり、『国分寺建立の詔』発布以前の段階では、瓦陶兼業で操業していたと考えられる。押印文字瓦との関係から、天平十九年の『国分寺造営の督促』以降に瓦を中心とした体制に移行したため、須恵器生産を一時中断したと想定されている。この中断した時期は八世紀第三四半期と考えられる。その後、九世紀中頃に一時的に操業されたことが推定され、それ以降、生産停止したと思われる。

瓦類は男瓦・女瓦・字瓦が出土した。その中でも、武蔵国の郡名に関する押印やへら書きされた文字瓦、豊島郡に関する人物が記銘された人名瓦が出土している。文字瓦の総点数は二〇一点にのぼる。郡名瓦は押印やへら書きにより豊島・那珂・秩父・埼玉・比企郡の五郡が確認された。また、判読不明の押印が一種類確認された。押印が示すもの多くは郡名を示すことが多く、武蔵国のいずれかの郡名である可能性が高い¹²⁾。また、郡名瓦とは別に豊島郡に関する文字瓦が出土している。この瓦は人名のほかにも、豊島郡の押印や白方、荒墓、湯島、廣岡郷といった豊島郡の郷名が瓦の端部に記銘されている。

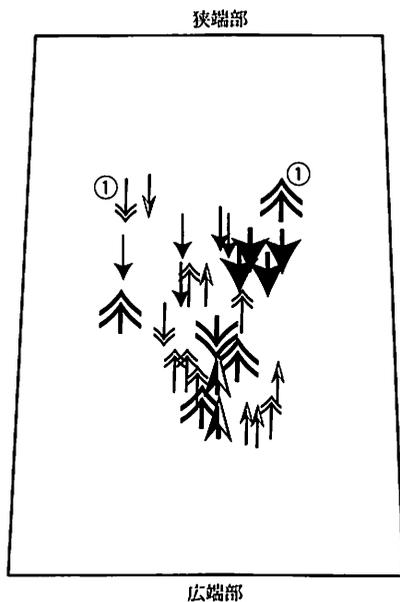
金沢窯跡で出土した人名瓦は五八点である。人名の表記はいずれの工人も「戸主＋氏＋名」のみの形式で表記された。人名の中で「マ」と書かれているものは「部」の異体字である¹³⁾。また、豊島郡の郡名押印が瓦の凹面に押捺されている(図三一)。この押印は第一群の人名瓦のみに使用され、一般的に使用された郡名押印とは使用用途が違い、人名瓦専門印として使用されたものである。端部には白方、荒墓、廣岡、湯島、日頭郷といった豊島郡の郷名が表記されている。人名瓦に伴って書かれた郷名の内訳は、白方郷一点、荒墓郷七点、湯島郷二点、廣岡

郷二点、日頭郷一点の計二三点である。状態の良い人名瓦には凹面に押印と人名、端部に郷名を記銘されており、これらのすべてが表記されるのが第一群の特徴であると考えられる（第二図）。次に、書き手の特徴や瓦の製作技法から見た分析を行ないたい。

まず、A種はB・C種に比べ文字が小さく、「戸主（図三一四）」の「戸」の一目目が表記されない。筆跡は、滑らかな運筆で入筆部やはらいはしつかりしているが、はねがない。B種は、文字のとめやはねが曖昧で流字のような印象を受ける。また、運筆の際に文字の太いものや細いものが見受けられ、文字全体の安定感に欠ける（図三一五）。C種は、B種と同じような文字の大きさであるが、文字のとめやはらいがしつかりしており、運筆も滑らかで文字のバランスもよい（図三一六）。

人名が書かれた瓦の製作技法はいずれの瓦も、男瓦が粘土紐巻き上げ作り、女瓦は粘土板一枚作りである。女瓦の凸面には六種類の斜格子叩き具による整形が確認できた。叩き具を見ると書き手ごとに特定の叩き具の使用が認められないことから瓦工人と書き手は別々の人物であると考えられる。また、男瓦の隅落とし等の技法から見ても瓦の特徴と書き手に統一性や偏りが見られないことから瓦工人と書き手は別々であることがわかる。また、同一人物の人名瓦は同じ書き手によって記名されたことがわかる。一部の人名瓦には、文字を記名する位置の布目を指でナデ消したものもある。

また、書き手ごとに人名が記銘された位置や文字の大きさ、郷名の記銘比率について分析した結果、それぞれに特徴があることが分かった。まず、人名の記銘位置と押印の押捺位置の関係を表したものが第四図である。矢印方向は文字の天地を示し、太い矢印は押印、細い矢印は人名を表す。図を見ると、A種は人名・押印ともに天は広端部を向いている。B種は基本的に狭端部側が天になるが、何点か広端部が天になるものがある。これは、金沢窯跡



A種 ↑ B種 ↑ C種 ↓ 太矢印は押印。矢印先が天。

第4図 人名と押印の位置関係

で生産された豊島郡の女瓦は広端部と狭端部幅の差がなく判別しにくいものが多いことが挙げられる。そのため、書き手が狭端部と広端部を反対に捉えたものと考えられる。B種も押印を押す人と人名を書く人は同一人物であったと考えられる。ただ、第四図—①は同じ瓦に記された押印と人名だが、天地が逆であることを考慮すると押印を押す人と書き手は別々であった可能性も否定できない。C種は押印と人名ともに狭端部を向いている。こうした文字の天地がすべて同一方向を向いていることや一定の範囲に人名と押印が収まることから、押印を押す人と人名の書き手は同一人物であったと考えられる。

次に、文字の大きさや線の太さからも書き手ごとに特徴があることが分かった。いずれの書き手にも共通する文字である「戸」を基準に文字の縦幅と横幅の長さや文字線の太さを測定し、その平均値を求めた。まず、A種の「戸」の平

均は縦幅九mm、横幅九mm、文字の太さ一・二mmであった。B種は縦幅一五mm、横幅一二mm、文字の太さ二・〇mmであった。C種は縦幅一・五mm、横幅一・二mm、文字の太さ一・五mmであった。しかし、参考にできる資料が少なく、筆記具の入れ方、粘土の硬さなどで文字の大きさや太さが変化する可能性があるので参考程度と考えている。

また、書き手ごとに記名されている郷名を分類したところ以下のよう¹⁾に分類された。A種が記名した瓦には、荒墓郷七点、廣岡郷一点、白方郷一点が記名された。B種は荒墓郷二点、湯島郷一点であった。C種は白方郷九点、廣岡郷一点、日頭郷一点、湯島郷一点であった。書き手によって記名された郷名に偏りが見られることから、書き手ごとに記名する郷が決まっていたと考えられる。また、B種とC種が記名した湯島郷の表記に違いがみられることから人名の記名時期に時間差があると考えられる。C種は湯島郷を「湯」と記名しているのに対し、B種は「吉」と記名している。倭名類聚抄では、湯島郷を「湯島」と表記されていることから端面に「吉」と記名された瓦は古く、「湯」と書かれた瓦は新しいものと考えられる。よって、B種よりもC種が人名を記名した時期が古いと考えられる。

・ 第二群

第二群に所属した書き手はD・E・Fの三名である(第三図一七・八・九)。これらの書き手は金沢窯跡とは別の窯場で生産されたもので、人名の表記や瓦の製作技法は金沢窯跡で生産された人名瓦とは大きく異なる。これらの瓦を生産された窯跡はいまだ不明である。まず、各書き手の特徴であるが、D種は先の細い鋭利な筆記具を使用し、一見、B種かC種に似る筆跡である。しかし、第三一七図のように「瓦」の字がB種が記名した「瓦」と比べ一画多いのが特徴である。また、B種に比べ、字体のバランスがよく、C種と比べるとはねの部分や字体のバランスは似ている。ただ、B種より運筆全体に直線的ではねがない(第三一七図)。E種は、U字状の筆記具を使用し

記名している。運筆は比較的ブレがなく直線的だが「嶋」の八画目で二回目の折れから湾曲気味に運筆し、その画のはねも大きく弧を描くように運筆する特徴がみられる。また、「刑」の六画目を斜めに運筆し、そのトメから直接「マ」を記名している。F種は先の細いU字状よりも四角い筆記具を使用していると考えられる。運筆はブレがなく直線的だが、ハネがない。人名の表記は「郷名+戸主+氏+名」、「名」のみなど、五種類が確認され、金沢窯跡で生産されたものとは大きく異なる。郷名が端面に記名されたものは一点もなく、凹面に記名される。郡名を示す押印もない。

瓦の製作技法も縄叩きや平行叩き具を使用している。また、瓦の色調も褐色系で軟質のものが多く、灰色系で硬質である金沢窯跡とは大きく異なる。よって、瓦の製作技法を見ても金沢窯跡とは異なる窯跡で生産されたことがわかる。¹⁵⁾

・第三群

第三群は那珂郡に関する人物を記名しており、人名瓦を記名していた書き手はG種、H種の二名である(第三図―十一―)。まず、G種は端面に人名を記名しており、第三―十―図にあるように「呂」の二画目以降が一筆書きされているのも特徴である。H種は全体的に筆記具を浅く入れて記名しており、払いがなく終筆部をすべてトメている(第三―十一―図)。

人名の表記は「氏+名」と「名」のみの二種類確認されている。そのため、豊島郡のように「戸主」を冠してないのが一つの特徴でもある。出土した点数は少量だが、豊島郡と同様な趣旨のもとで製作された考えられ、那珂郡も「戸主」層を対象とするものと考えているが、今後詳しい分析が必要である。人名は前述したように凹面以外に端面にも記名されたものがある。また、那珂郡の人名瓦には二種類の郡名押印が使用されているが、郷名を記名した

ものは確認されていない(第三図―二・三)。女瓦凸面の叩き具には縄目叩き具を使用し、色調は褐色系で軟質である。¹⁶⁾また、那珂郡の人名瓦は末野窯跡から採取されていることから、この窯跡で生産された可能性があるが、今後、詳しい分析が必要である。¹⁷⁾

四 人名瓦の造瓦組織

以上のように、武蔵国分寺に関する人名瓦は全三群八人の書き手によって人名が記名されたことが明らかになった。簡潔に要約すると、第一群に所属した書き手はA・B・C種の三名で、金沢窯跡で生産された。人名の表記は「戸主+氏+名」のみである。豊高郡の郡名押印を凹面に押し、端面に郷名が記されている。瓦の凸面は斜格子叩き具による整形がされ、灰色系の色調で硬質であることが特徴である。第二群に所属した書き手はD・E・F種の三名で未だに発見されていない窯跡で生産されたと考えられる。人名の表記は「郷名+戸主+氏+名」等、五形式確認され、郡名押印はなく、端部に郷名は記名せず、凹面に人名の前に記名する。瓦の凸面は縄目或は平行叩き具による整形がされ、褐色系の色調で軟質であることが特徴である。第三群は那珂郡の人名瓦を生産したグループでG・H種の二名が所属した那珂郡の人名瓦は末野窯跡で生産されたと推定している。人名の表記は「氏+名」または「名」のみで表記され、二種類の郡名押印が使用された。瓦の製作技法は、凸面に縄目叩き具による整形がされ、褐色系の色調で軟質であることが特徴である。

人名瓦を記名する際の特徴で、人名の周辺を布ケシするものがあるが、ほとんどが男瓦にありこれは人名を書きやすくするためと考えられる。また、この特徴は第一群のみでみられる第二群には見られない。人名は男瓦・女瓦

の凹面に原則記名されるが、男瓦の凸面、塀の側面に各一点ずつ記名されたものが例外的に確認された。

また、第一群と第二群の記名開始時期に時間差が生じると考えられる。前述したように湯島郷の表記が「吉嶋」と記名するのが古く、「湯島」と記名するのが新しい時期のもの指摘した。第二群ではすべて「吉嶋」のみで記名されており、第一群から「湯島」と記名することを考慮すると人名瓦の生産の開始時期は第二群が先行すると考えられる。

国分僧寺・尼寺から出土する人名瓦の出土傾向から各群の出土傾向が明らかになった。第一群で生産された人名瓦は国分尼寺を中心に出土する。国分尼寺の遺構から三二点中二二点もの第一群の人名瓦が出土している。第一群の人名瓦は金堂跡や講堂跡から五点出土しているが、第一群の人名瓦を生産していた金沢窯跡は国分尼寺を中心に瓦を供給したと考えられる。第二群の人名瓦は尼寺では出土せず、塔跡や現仁王門付近で確認される。点数による比率は求めることはできなかったが、第二群の人名瓦を供給した窯跡は塔跡と現仁王門付近に存在したと思われる基壇建物¹³に供給したと考えられる。

また、瓦工人と文字の書き手の分析から人名瓦と郡名瓦の造瓦体制に相違点がみられることが分かった。まず、人名瓦は前述したように瓦工人と人名の書き手は別々であり、官人によって記銘されたことが明らかになっている。一方、ヘラ書きの郡名瓦は瓦工人と郡名の書き手は同一人物である可能性が高いと考える。金沢窯跡で出土した那珂郡と秩父郡の書き手はそれぞれ二人から三人存在したと推定している。ヘラ書き群名瓦は女瓦の造りはすべて粘土板一枚作りで、凸面の整形は書き手ごとに共通の叩き具が使用された。このことから、郡名瓦の書き手と瓦工人は同一人物である可能性が高い。大川氏は、郡名瓦と人名瓦は税制負担体制の表れであると指摘している。人名瓦の製作理由に関しては諸説あるが、郡名瓦に関しては、私も同様の意見である。これらの文字瓦を用いた造瓦

体制にはは国や郡の公の組織が関わっていると考えられるが、郡名瓦は瓦工人、人名瓦は官人が記名していることから製作理由に相違がみられると考えられる。このことについてはより詳しく分析し、次の機会に触れたいと思う。

おわりに

武蔵国分寺で出土する文字瓦に関する研究は江戸時代から現代までに数多くの研究者によって分析された。本稿では、人名瓦における造瓦体制について分析し、郡名瓦とは異なる組織や趣意のもとで製作されたことが明らかになった。未だ、人名瓦の製作背景、豊島郡と那珂郡のみ製作された歴史的背景など課題は山積みであり、今後の課題としたい。

註

- (1) 有吉重蔵 「武蔵国分寺」『聖武天皇と国分寺』雄山閣 一九九八
- (2) 有吉重蔵 「武蔵国分寺・武蔵国府」『文字瓦と考古学』国士館大学実行委員会 二〇〇〇
- (3) 知識とは、本来は僧侶の知人を指すが、仏教の特にあずかるため写経や寺院の造営などの仏教事業に財物や労働力を提供して結縁することを意味する。(速水侑 『行基』吉川弘文館 二〇〇四)
- (4) 宮崎 糺 「武蔵国分寺の研究」『国分寺の研究』上巻 考古学研究会 一九三八
- (5) 石母田正 「国家と行基と人名」『日本古代国家論』第一部 岩波書店 一九七三
- (6) 上原真人 「東国国分寺の文字瓦再考」『古代文化』四一—四二 古代学協会 一九八九
- (7) 大川 清 「武蔵国分寺古瓦埴文字考」小宮山書店 一九五八

- (8) 大川 清 「東国国分寺造営時における造瓦組織の研究―瓦埴文字を中心として―」『国士館大学人文学会紀要』五 国士館大学人文学会 一九七三
- (9) 山路直充 「文字瓦の生産」『文字と古代日本』三 吉川弘文館 二〇〇五
- (10) 荒井秀規 「武蔵国分寺の戸主瓦をめぐって」『シンポジウム国分寺の創建を読む』国士館大学 二〇〇八
- (11) 古尾谷知浩 「文字瓦と知識」『文献史学・物質資料と古代史研究』塙書房 二〇一〇
- (12) 「白方瓦」等、郷名を示す押印もあるため一概に郡名のみとは言い難い。
- (13) 異体字の「部」はカタカナの「マ」で打ち出している。
- (14) 須田勉ほか 「文字瓦」『金沢窯跡』国士館大学考古学研究室
- (15) 須田勉ほか 「武蔵国分寺の人名瓦」『金沢窯跡』国士館大学考古学研究室
- (16) 註(15)に同じ。
- (17) 註(7)に同じ。
- (18) この建物は有吉重蔵氏に御教授いただいた。

付記

本論は、国士館大学考古学研究室で編集した『金沢窯跡』と卒業論文『武蔵国分寺人名瓦論考』を修正、変更し再録した。分析に当たっては須田勉先生よりご指導ご鞭撻を賜り、感謝申し上げます。須田先生には、公私ともに大変お世話になり、不真面目な私に日々ご指導いただき、今の私があると存じます。今後の益々のご健勝とご活躍を心から祈念しております。

引用図

- 図一 註(1)より引用
- 図二 註(14)より改図引用
- 図三 註(14)より改図引用
- 図四 註(14)より改図引用